

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
41	都営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、都営住宅等の管理に関する事務において、個人番号を利用するに当たり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	都営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	○東京都営住宅条例に定める都営住宅、東京都福祉住宅条例に定める福祉住宅、東京都引揚者住宅条例に定める引揚者住宅、東京都地域特別賃貸住宅条例に定める地域特別賃貸住宅及び東京都特定公共賃貸住宅条例に定める特定公共賃貸住宅（以下「都営住宅等」という。）の管理に関する事務を行っている。 ○特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 (1) 収入の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答に関する事務 (2) 収入の把握に関する事務 (3) 家賃若しくは金銭若しくは敷金の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (4) 入居の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 (5) 同居の承認又は入居の承認の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (6) その他東京都営住宅条例等で定める都営住宅等の管理に関する事務
③システムの名称	都営住宅マイナンバー管理システム（以下「マイナンバー管理システム」という。）、団体内統合利用番号連携サーバ（以下「連携サーバ」という。）、中間サーバ、LoGoフォーム、マイナポータル、住民基本台帳ネットワークシステム（東京都サーバ）
2. 特定個人情報ファイル名	
都営住宅マイナンバー管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表27、52、93の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例第4条及び別表第一の11から15の項（予定）
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表53、76、124の項 番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都住宅政策本部都営住宅経営部経営企画課
②所属長の役職名	管理企画担当課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課指導調整担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎13階北側 電話:03-5320-4981
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	東京都住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課指導調整担当 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎13階北側 電話:03-5320-4981
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
☐ 基礎項目評価書及び全項目評価書		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ☐ 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） ☐ 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	☐	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	☐ 十分である	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	☐	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、次のような対策を講じている。 ・個人番号利用事務にあたる職員を事前に指定すると共に、各システムの操作が可能な職員をログイン時の認証や権限制御により限定する。 ・専用端末を用意し、アクセス可能な人員を制限する。 ・個人番号入手時、委託業者にて対象者のチェック(入手対象者であること、本人確認書類との突合)を行う。 加えて、マイナンバー管理システムのデータベースへの登録時にも都営住宅入居者・入居申込者か否か機械的にチェックを行う。 ・特定個人情報が記載されている書類等は施錠できるキャビネットへ保管する。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[○] 内部監査

[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

＜選択肢＞

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業員に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

變更箇所

[illegible]